事務連絡

令和２年７月２７日

　各地域生活支援事業所代表者　様

香川県健康福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)について（お知らせ）

日頃から本県の障害福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

国の令和２年度第二次補正予算にて成立した標記の事業につきまして、本県においても、下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、貴事業所の職員への周知等について、ご協力をお願いいたします。

記

１　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 内容 |
| 障害福祉慰労金事業 | 障害福祉サービス施設・事業所等（これらに準ずる地域生活支援事業所を含む）に勤務し、利用者と接する職員（3月17日から6月30日までに10日以上※1勤務）に慰労金を支給※2 |

※1　利用者と接触する日が勤務日（10日以上）のうち、１日でもあれば対象となる。

※2　障害福祉サービス施設・事業所や他の地域生活支援事業所と兼務していて、それぞれの勤務先で要件に該当する場合でも、１人に支給できるのは１回限りとする。

２　慰労金の交付対象となる地域生活支援事業

　　　　慰労金の支給対象となる地域生活支援事業は以下のとおりです。

　　　・地域活動支援センター

　・日中一時支援

　　　・盲人ホーム

　　　・福祉ホーム

　　　・移動支援事業

　　　・訪問入浴サービス

　　　・障害者相談支援事業

　　　・基幹相談支援

　　　・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

３　交付申請手続き等

　（１）申請期間

　　　　　　申請の受付は、令和２年７月２７日～令和３年２月末日までとします。

　　　　　　なお、早期の支払いを期すため、申請については、令和２年１２月末日までに申請いただきますようご協力願います。

　（２）申請方法

　　　　　　交付対象となる職員や従事者（派遣労働者を含む）へ、別紙「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書」をお渡しいただき、勤務先において証明、取りまとめのうえ、香川県障害福祉課（〒760-8570高松市番町4-1-10）郵送にて申請してください。

　　　　　　その際、封筒の表面に「新型コロナウイルス感染症慰労金申請書在中」と朱書きしてください。

　　　　　※障害福祉サービス施設・事業所等に勤務している方について、重複申請のないよう、確認をお願いいたします。

　（３）申請～支払までのスケジュール

　　　　　　毎月末日までの申請について、翌月末日に、各個人の口座（申請書の【受取口座記入欄】に記載した口座）へお支払いします。

　（４）その他

　　　　事業の詳細や申請様式等については障害福祉課のホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

　　https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/kofukin/index.shtml

４　問い合わせ先　（変更の可能性あり）

　県にお問い合わせいただく際は、聞き間違いを防ぐ等受け答えに万全を期すために、原則、電子メールもしくはFAXによる照会としていただきますようご協力願います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 問合せ先 | 受付時間 | 電話番号 |
| 事業内容（交付対象・交付額等） | 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 | 9:30～18:00土日祝日除く | 03-5253-1111内線7096、7097 |
| 申請書類の記載方法、手続き状況、支払時期等 | 香川県健康福祉部障害福祉課 | 24時間※別添「照会票」を利用してください。 | 087-806-0240（FAX）kofukin-shogai@pref.kagawa.lg.jp（電子メール） |
| 9:00～17:00土日祝日除く | 087-832-3875 |